

指定居宅介護支援事業運営規程

セイワ習志野ケアプランセンター

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清和園が開設するケアプランセンター清和園指定居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定居宅支援等を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、指定の種類又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

4 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

1 虐待防止に関する担当者を配置するものとする。

2 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について周知徹底を図るものとする。

3 虐待防止のための指針の整備をするものとする。

4 従業者に対して、虐待を防止するための研修を年に1回以上実施するものとする。

5 感染症予防、まん延防止の対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じものとする。

1 事業所において感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し周知徹底するものとする。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。

3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

6 業務継続計画の策定等

1 感染症や非常災害の時に於いて、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 セイワ習志野ケアプランセンター
- 二 所在地 習志野市秋津3-5-3

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

2 居宅介護支援員等 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときには無料とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 1 要介護認定の申請等に係る援助
- 2 居宅サービス計画の作成と実施状況の把握
- 3 要介護状態の軽減もしくは悪化の防止

4 指定居宅サービス事業者・地域包括支援センター・介護保険施設等への紹介・その他の便宜の提供

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、習志野市・千葉市(美浜区・花見川区)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 居宅介護支援事業所は、習志野市暴力団排除条例(平成24年習志野市条例第1号)

第3条各項に定める基本理念に則り、事業活動において暴力団を不当に利用したり暴力団を利することのないようにするとともに、習志野市等行政機関が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、運営に当たり次のことに留意し、また業務体制を整備する。

- 1 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うものを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を保持する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人清和園と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
平成15年 4月 1日一部変更する。
平成15年10月 1日一部変更する。
平成16年12月 1日一部変更する。
平成18年 4月 1日一部変更する。
平成19年 4月 1日一部変更する。
平成20年 3月 1日一部変更する。
平成25年11月 1日一部変更する。
平成30年11月30日一部変更する。

この規定は、令和3年 月 日に一部改正、追加し、即日施行する。

- 1 改正後の第9条及び第10条各号の規定は平成30年11月30日から施行する。
- 2 平成30年10月1日から施行日の前日までの間に居宅介護支援事業所が行った事業活動は、改正後の第9条の規定に基づき行ったものとみなす。